

# 国外由来の侵略的外来種の数

分類	固体の種類 (種類)
哺乳類	25
鳥類	7
爬虫類	22
両生類	15
魚類	26
昆虫類	25
甲殻類	6
クモ・サソリ類	7
軟体動物等	5
動物 (合計)	138
植物 (合計)	19

出典：環境省 生態系被害防止外来種リスト

# 外来種が引き起こす影響

**【捕食】 外来種をたべる**

**【競争】 外来種の生息・生育環境を奪ってしまったり、餌の奪い合いをする**

**農林水産物を食べる**

**畑を踏み荒らす**

https :  
//www.env.go.jp/nature/intro/2outline/invasive.html

### 外来種被害予防三原則

- 1 入れない**  
悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」。
- 2 捨てない**  
飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」(逃がさない・放さない・逸出させない)。
- 3 拡げない**  
既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」(増やさない)。

## 国民の対策

• 外来種被害予防三原則の遵守等

環境省 農林水産省  
[https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/files/list\\_jppan.pdf](https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/files/list_jppan.pdf)

## SDGsでは... 15と大きく関係

**15** 陸の豊かさを守ろう

SDGs15では、15-8に  
**「外来種が陸や海の生態系に与える影響を大きく減らすための対策をはじめる。」**という達成目標がある。